

# 令和元年 第10回 多治見市教育委員会会議録

(要点筆記)

開催日時 令和元年 9月25日 (水) 午後 3時00分 開議

開催場所 多治見市役所駅北庁舎 4階 第2会議室

出席委員

教育長 渡辺哲郎

教育長職務代理者 木下貴子

委員 中澤香代

委員 前田市朗

委員 大嶽和好

欠席委員 なし

教育委員会事務局・その他の機関の長等出欠表

あらかじめ出席要請した管理職員

出欠	補職名	氏名	欠席理由
出	副教育長	鈴木稔朗	別会議のため
出	教育次長	田中慎一郎	
出	教育総務課長兼文化財保護センター所長	佐藤秀樹	
出	教育推進課主幹	東山学史	
出	教育研究所長	熊崎健一	

出欠	補職名	氏名	欠席理由
出	昭和小学校近接校対応調理場長兼大畑調理場長兼共栄調理場長兼養正小学校近接校対応調理場長	松田直美	
出	放課後児童健全育成事業調整担当課長	伊藤香代	別会議のため
出	教育指導主事	土屋美之	

上表欠席職員の代理出席者：なし

説明のため出席した者：教育推進課課長代理 大前健史

会議の傍聴人：なし

会議を早退した者：なし

会議の公開、非公開：公開

開 会  
議 事

午後 3 時00分 教育長が本日の委員会会議の開会を宣言

- 教育長 日程第 1、本会議の公開又は非公開の決定について、事務局に説明を求める。
- 事務局 本日の会議については、全議案公開と決定することについて、審議願う。
- 教育長 事務局の説明のとおりは、全議案公開と決定することについて、異議はないか。
- 各委員 異議なし。
- 教育長 異議がないので、全議案公開と決定する。

**議第39号 公開**

- 教育長 それでは、日程第 2、議第39号 多治見市学校給食における食物アレルギー対応の展開について、事務局に説明を求める。
- 佐藤教育総務課長 (多治見市学校給食における食物アレルギー対応の展開について、資料により説明)
- 教育長 何か質問はあるか。
- 前田委員 滝呂小、池田小以外では食物アレルギーの対応は現在どうなっているか。
- 佐藤教育総務課長 滝呂小、池田小以外の学校では代替食の提供は行っていない。食物アレルギーのために食べられないメニューがある場合、そのメニューのみ食べないか、そのメニューの代わりに弁当を持ってくるかの対応になる。除去食対応が始まることで、周りの子どもたちと同じようなメニューを食べることができるようになる。
- 前田委員 食べられないメニューがある場合、給食費の金額は変わるのか。
- 佐藤教育総務課長 食べられないメニューがある場合でも、給食費の減額はしていない。
- 木下委員 滝呂小、池田小では代替食対応もしているとのことで、今までやってもらえていたことがやってもらえなくなると保護者からの反響もあると思う。一律の対応としなければならない理由をどう説明していくのか。
- 佐藤教育総務課長 滝呂小、池田小で取り組んできた対応は、多治見市としてパイロット事業的な位置づけもあり、今後全市的に取り組むためにどのようにしなければならないかを検討した結果、除去食を安全に提供することを最優先とすることになったということを丁寧に説明していきたい。
- 前田委員 滝呂小、池田小で代替食の提供を止めるのは何年度からか。
- 佐藤教育総務課長 養正小で令和 2 年度から多治見市としての新しい対応を開始するので、滝呂小、池田小も同じ時点からとする予定である。
- 前田委員 食物アレルギーで対応すべき子どもの人数は増加傾向にあるのか。
- 佐藤教育総務課長 全国的な傾向としてはおそらく微増していると思う。  
これまでは、お子さんにはアレルギーがありますか、給食で配慮すべき点がありますかと保護者の判断に基づいて対応してきたが、今年度からは医師の診断に基づいて対応している。安全を確保するため、慎重の上にも慎重に進

めていきたい。

- 前田委員 このスケジュールで進めていく場合の、ポイントはどこか。
- 佐藤教育総務課長 養正小学校で運用が成功することが最初に必要だと思っている。その後、配送を伴う多治見中、養正幼稚園への令和3年の展開がトラブルなく行えることが重要である。配送を伴う除去食対応がスムーズに進めば、令和4年度の昭和小近接校対応調理場、令和6年度の（仮称）食育センターにつながっていく。費用も除去食用の食器であるとか、調理員の人件費であるとかが必要にはなるが、予算をきちんと確保していきたい。
- 中澤委員 除去食を提供するために誰がどのようなことをするのか、もう少し教えてほしい。
- 佐藤教育総務課長 まず前年度に、全小・中学校と幼稚園の保護者に、お子さんにアレルギーがあるのであれば、医師の診断を受けて、その結果を学校に提出していただくようお願いする。その結果を学校と教育総務課で共有し、どのお子さんにもどの除去食が必要かを検討し、保護者にも確認をいただいて提供することになる。学校でも、栄養教諭が何をするのか、担任が何をするのかなど、役割分担を決めた。  
滝呂小、池田小では現在は自校で調理した除去食を、アレルギーのお子さんの教室まで届けているが、今後は専用の容器に入れた除去食をそのお子さんが職員室へ取りに行くように変えていく。人の動き方が変わるので、シミュレーションをして問題がないか確認していく。
- 中澤委員 万一の場合のためのエピペンはどうのように管理しているか。
- 田中次長 2本エピペンを持っている場合は、1本は子ども本人が持ち、1本は保健室で預かっている。1本しか持っていない場合は、本人がランドセルに入れて持っていることが多い。
- 中澤委員 ゴマを除去食から外すということだが、給食でゴマは結構使っていると思う。給食には使うが、除去食の対象にはしないということか。
- 佐藤教育総務課長 ゴマはこれからも給食で使っていく。これまではゴマあえからゴマを除くということを考えていたが、ゴマは粒が小さく混入する可能性が少なくないことから、除去食の対象から外すこととした。今後は、ゴマが食べられないお子さんは、ゴマの入ったメニューを食べないか、そのメニューの代わりとなるものを弁当で持ってきてもらうことになる。
- 中澤委員 先ほどキキョウスタッフが除去食の受け渡しをすると聞いたが、中学校などではキキョウスタッフが配置されていない学校もある。配置されていない学校ではどうするのか。
- 佐藤教育総務課長 キキョウスタッフはご指摘のとおり、すべての学校に配置されているわけではない。除去食の受け渡しの1時間のためだけに新たなスタッフを雇用するのはなかなか難しいので、既に学校に配置されている方に担っていただくことになる。資料中のキキョウスタッフとはそういう意味で捉えていただきたい。
- 教育長 他に質問はないか。
- 各委員 なし。
- 教育長 他に質問もないので、「異議なし」として、原案どおり可決してよいか。
- 各委員 よい。

教育長 　　では、議第39号 多治見市学校給食における食物アレルギー対応の展開について、原案どおり可決することとする。

### **報第13号 公開**

教育長 　　次に、日程第3、報第13号 多治見市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に対する教育委員会の意見について、事務局に説明を求める。

佐藤教育総務課課長 　　（多治見市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に対する教育委員会の意見について、資料により説明）

教育長 　　何か質問はあるか。

各委員 　　なし。

教育長 　　質問もないので、「異議なし」として、原案どおり承認してよいか。

各委員 　　よい。

教育長 　　では、報第13号 多治見市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正に対する教育委員会の意見について、原案どおり承認することとする。

### **報第14号 公開**

教育長 　　次に、日程第4、報第14号 学校運営協議会委員の報告について、事務局に説明を求める。

田中次長 　　（学校運営協議会委員の報告について、資料により説明）

教育長 　　何か質問はあるか。

中澤委員 　　学校によって学校運営協議会委員の人数が随分違うような気がするが、誰がどのような方を選んでいるのか。

田中次長 　　資料の4ページに、学校運営協議会設置等に関する規則の一部が載せてある。委員の定数は15人以内となっており、学校の所在する地域の住民、保護者又は教育委員会が適当と認める人の中から校長が選んでいる。

前田委員 　　学校運営協議会は一度設置されるとずっと設置され続けるのか、それとも何らかの成果が出たら解散となるのか。

大前教育推進課課長代理 　　学校運営協議会を無くすことは理屈としてないわけではないが、学校を評価する必要があるので、学校評議員を再度置くことになる。学校評議員は学校の評価をするだけだが、学校運営協議会は学校経営そのものに参画するため、より地域と密接した組織であることを考えると、学校運営協議会を無くすことはあまり考えられない。

木下委員 　　学校運営協議会の運営も基本的に各学校に任されているかと思うが、開催回数なども学校によって違うのか。

田中次長 　　開催回数も学校によって違う。北栄小学校は毎月開催している。市之倉小学校は全体会を年2回、3つの部会を年数回開催している。

東山主幹 　　脇之島小学校はほぼ毎月開催し、忙しい月には開催しないということで平均すれば年9回ほど開催している。大きなイベントには参加をしていただき、学校全体を見ていただいている。

教育長 他に質問はないか。

各委員 なし。

教育長 質問もないので、「異議なし」として、原案どおり承認してよいか。

各委員 よい。

教育長 では、報第14号 学校運営協議会委員の報告について、原案のとおり可決することとする。

教育長 次に、教育委員会会議の2月の開催日程について諮る。

教育長 2月12日（水）午後2時からとする。

教育長 これにて令和元年第10回教育委員会会議を閉会とする。

閉	会
---	---

 午後4時10分